

## 国立大学法人等の教育研究評価について

国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）は、中期目標期間における業務の実績について、文部科学省の国立大学法人評価委員会（以下「法人評価委員会」という。）の評価を受けることになっています。（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 31 条の 2 第 1 項）

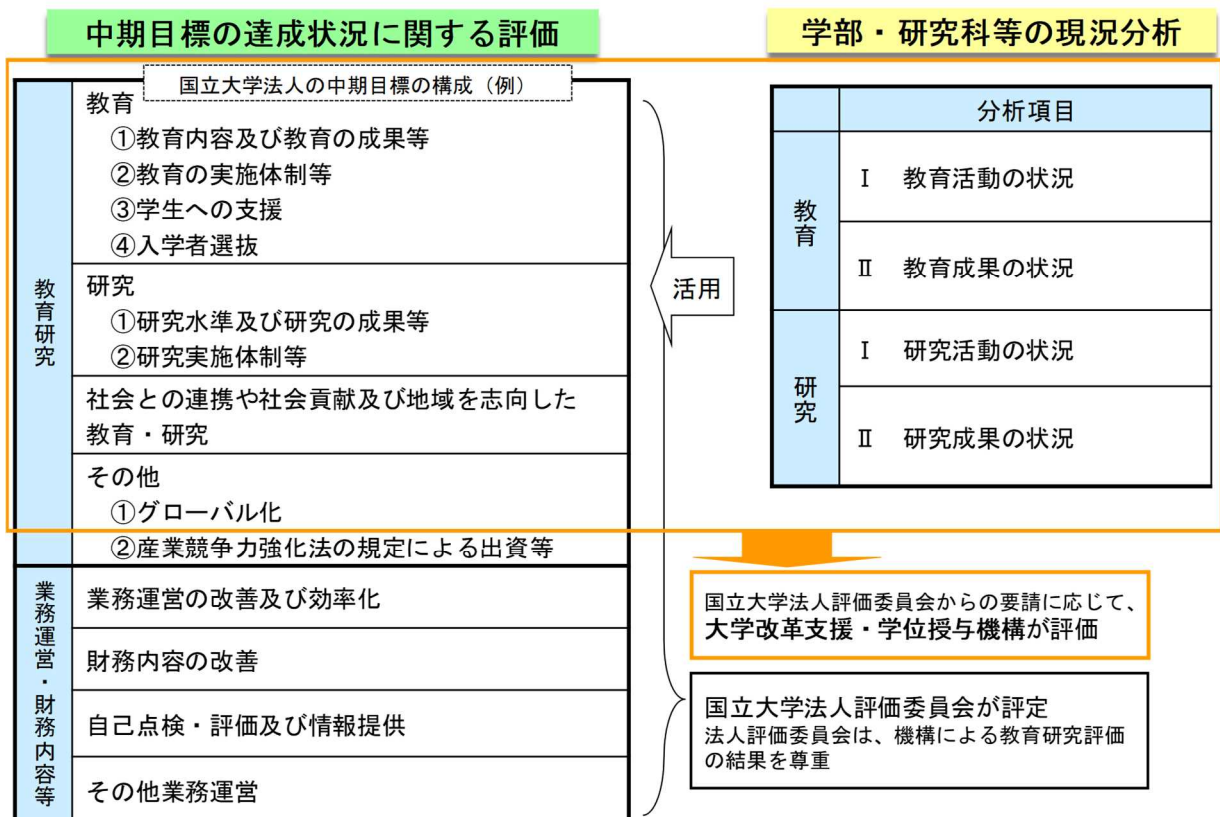
法人評価委員会は、この評価を行うに当たり、国立大学法人等の中期目標の期間における業務の実績のうち、教育研究の状況についての評価（以下「教育研究評価」という。）の実施を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）に対して要請し、その評価結果を尊重することとされています。（同法第 31 条の 3 第 1 項）

機構は、法人評価委員会からの第 3 期中期目標期間の教育研究評価の実施の要請（平成 27 年（2015 年）5 月 27 日付け）を踏まえ、2020 年度に同法第 31 条の 2 第 1 項第 2 号に定める評価（以下「4 年目終了時評価」という。）、2022 年度に同法第 31 条の 2 第 1 項第 3 号に定める評価（以下「中期目標期間終了時評価」という。）を実施し、その結果を法人評価委員会に提供するとともに、社会に公表します。（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成 15 年法律第 114 号）第 16 条第 2 項）

機構が行う教育研究評価は、教育研究の特性や国立大学法人等の運営の自主性・自律性に配慮しつつ、国立大学法人等の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するものです。

さらに、評価に関する一連の過程を通じて、国立大学法人等の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たしていきます。

なお、機構が行う教育研究評価は、国立大学法人等が自己評価を経て作成する「教育研究評価に係る実績報告書」に基づき実施します。



# 国立大学教育研究評価委員会専門委員について

## 1. 評価作業

国立大学教育研究評価委員会専門委員（以下、「専門委員」という。）は、当機構が行う国立大学等の教育研究評価に関し、専門の事項を調査するため、国立大学教育研究評価委員会に置かれ、達成状況判定会議、現況分析部会、及び研究業績水準判定組織のいずれかにおいて評価作業を実施します。

### ○達成状況判定会議

- ① 達成状況判定会議は、書面調査及びヒアリングを行い、中期目標の達成状況の評価を実施します。その際、学部・研究科等の現況分析結果を活用します。これらの調査結果に基づき評価結果（原案）を作成し、現況分析部会から提出された現況分析結果（原案）と併せ、評価報告書（原案）として評価委員会に提出します。
- ② 達成状況判定会議は、評価委員会委員及び専門委員によって構成します。具体的な評価を実施するために、会議内に対象国立大学法人等の状況に応じた8つのグループを編成します。グループリーダー及びサブリーダーは、当該グループにおける意見の取りまとめ、グループ内及び評価委員会との連絡調整を行います。
- ③ 各グループ間の調整は、必要に応じて、評価委員会に設置された運営小委員会で行います。

グループ：第1グループ、第2グループ、第3グループ、第4グループ、第5グループ、第6グループ、第7グループ、第8グループ（計8グループ）

### 【役割分担と配置方針】

役割分担	配置方針
○グループリーダー ・グループの総括 ・必要に応じてチーム間の「評価結果（原案）」の調整	・グループ内のチーム主査より選出
○サブリーダー ・グループリーダーの補佐 ・国立大学教育研究評価委員会との連絡調整	・国立大学教育研究評価委員会委員より選出
○チーム主査 ・チームの評価作業（書面調査、ヒアリング）の総括 ・必要に応じてチーム内の「評価結果（原案）」の取りまとめ	・国公立大学の学長経験者又はそれと同等の役職経験者
○主担当及び副担当 ・書面調査、ヒアリング ・「評価結果（原案）」の作成	・国公立大学の学長・副学長経験者又はそれと同等の役職経験者
○有識者 ・書面調査、ヒアリング ・主担当が作成した案に対する意見	

### 【作業概要】

国立大学法人等から提出された「達成状況報告書」（1法人当たり最大130頁）に基づき、「中期目標の達成状況」についての評価の分析・調査を実施します。

評価の分析・調査に際して、書面調査の外に、2回の会議開催と1回のヒアリングを予定しています。

また、専門委員ごとに作業量は異なりますが、例えば、1人当たり4法人（主担当を1法人、副担当を3法人）程度を担当していただく予定です。

※ 評価作業のスケジュールについての全体像は、次頁をご確認ください。

## 2. 評価実施前の研修

共通理解の下で公正、適切かつ円滑に職務を遂行できるよう、教育研究評価の目的、内容、方法等についての研修を実施します。研修は、2020年3月を予定しています。

## 3. 専門委員の任期

評価作業が終了する2021年3月末までを予定しています。

## 4. 旅費及び謝金の支給

評価の実施に伴う旅費及び謝金を当機構の規程に基づきお支払いいたします。

第3期中期目標期間における4年目終了時評価のスケジュール

		2020年				2021年								
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
研究業績水準判定組織	研究業績水準判定作業	提出期限	判定資料準備	水準判定作業										
	研究業績水準判定結果			提出期限										
学部・研究科等の現況分析	現況分析作業				分析作業									
	現況分析部会		分析資料準備	提出期限		第1回現況分析部会	（法人への問い合わせ （分析に当たっての確認事項））	分析作業	第2回現況分析部会	現況分析結果（原案）				
達成状況判定会議	達成状況判定作業													
	達成状況判定会議		評価資料準備											
	達成状況判定会議						第1回達成状況判定会議	（法人への問い合わせ （ヒアリングに当たっての確認事項））	評価作業	法人へのヒアリングの実施				
中期目標の達成状況評価	中期目標の達成状況評価													
	中期目標の達成状況評価													
	中期目標の達成状況評価													
	中期目標の達成状況評価													
	意見申立て											意見申立て		
	国立大学教育研究評価委員会											国立大学教育研究評価委員会		
	意見申立審査会											意見申立審査会		
	国立大学教育研究評価委員会											国立大学教育研究評価委員会		
	文部科学省国立大学法人評価委員会へ評価結果を提供													